小郡市都市計画マスタープラン改定業務委託公募型プロポーザルの質問に対する回答

No.	該当項目	質問内容	回答
1	実施要領　2参加資格	配置予定の監理技術者及び照査技術者について、資格要件はあるか。	技術士（都市及び地方計画）またはRCCM（都市計画及び地方計画）の資格を保有しているものとする。
2	実施要領　2参加資格（6）	実績は、全国どの自治体のものでもよいか。	近隣自治体のものが望ましい。
3	実施要領　2参加資格（6）	「過去5年間」とは、2016年4月以降の契約に係るものということか。	平成28年4月1日以降に、対象業務の履行期間があればよい。
4	実施要領　2参加資格（6）	「過去5年間」とは、業務完了から5年間か	平成28年4月1日以降に、対象業務の履行期間があればよい。
5	実施要領　2参加資格（6）	配置予定技術者以外の実績でもよいか。	配置予定技術者の実績とする。
6	実施要領　2参加資格（6）	実績は、都市計画マスタープラン策定及び変更業務に限るか。中心市街地活性化計画等の類似業務は該当しないか。	参加資格としての実績は、都市計画マスタープラン策定及び変更業務に限る。類似業務の実績は審査基準1の項目で評価する。
7	実施要領　2参加資格（6）	「都市計画マスタープラン策定及び変更業務実績」について、現在受託中の業務を記載してもよいか。	記載してよい。
8	実施要領　5参加表明書の提出手続き（1）②	参加資格（5）（6）の要件を満たすことを証する書類で、「登記事項証明書」とあるが、原本が必要か	写しでもよい。
9	実施要領　5参加表明書の提出手続き（1）②	「契約書の写しなど」について、テクリス登録証明書類でもよいか。	テクリス登録証明書類でもよい。

10	実施要領6提案書の提出手続（1）	①提案書について、頁数の上限はあるか。	上限はないが、プレゼンテーションの時間内で説明できる量とすること。
11	実施要領6提案書の提出手続（1）	「提案書中には提案者名が判別できる記載を行わない」とあるが、②～④については社名を記載してもよいか。	②～④については社名を記載してよい。
12	実施要領6提案書の提出手続（1）	提案書中には、提案者名が判別できる記載は行わないとのことだが、表紙については「様式7号」を使用するため会社名が記載されることになるが、写し9部の表紙には、会社名を記載した表紙を使用してよいか。会社名を記載しない白紙の表紙を使用すべきか。	提案書中には、提案者名が判別できる記載を行ってはならないが、表紙については、写し9部も社名を記載した表紙を使用すること。
13	実施要領6提案書の提出手続（1）	提案書に枚数の上限、文字サイズ制限等はあるか。	制限はないが、容易に読み取れる文字サイズとし、プレゼンテーションの時間内で説明できる量とすること。
14	実施要領6提案書の提出手続（1）	業務実績書の実績は、全国どの自治体のものでもよいか。	近隣自治体のものが望ましい。
15	実施要領6提案書の提出手続（1）	業務実績書の「過去5年間」とは業務完了後から5年間か。	平成28年4月1日以降に、対象業務の履行期間があればよい。
16	実施要領6提案書の提出手続（1）	業務実績書の「業務実績の概要」は、件名及び期間の記載でよいか。	類似業務を記載する場合は、業務内容の概略も記載すること。
17	実施要領6提案書の提出手続（1）	類似業務とは、具体的にどのような業務か。	審査基準の項目1の評価基準にあげている業務が考えられる。
18	実施要領6提案書の提出手続（2）	原本1部、写し9部となっているが、提案書以外の見積書、業務実績及び会社の概要資料についても写し9部を提出するのか。	見積書、業務実績及び会社の概要資料についても写し9部を提出すること。
19	実施要領6提案書の提出手続（2）	提出部数は原本1部、写し9部の計10部となっているが、実施要領6の（1）の①～④すべてを10部提出するのか。	①～④すべてを10部提出すること。

20	審査基準１業務実績	業務実施件数とは、各配置予定技術者別の件数か。会社全体の件数か。また、①②③は同じ評価点か。	配置予定技術者の件数とする。評価点の配分については、公開している審査基準以上のことは回答できない。
21	審査基準2業務実施体制	実施体制の評価基準は、配置予定技術者の実績件数、資格、配置予定技術者の人数等、どの項目で評価するか。	公開している審査基準以上のことは回答できない。
22	審査基準4提案内容	提案内容に関して、業務実施体制及び作業工程のほかに、記載すべき内容の想定はあるか（業務の実施方針等）。評価基準に記載されている①～④の項目を盛り込むという認識でよいか。	その認識でよいが、審査基準の項目5に係るようなものがあれば併せて記載すること。
23	審査基準4提案内容	①、③に関連し、現在策定中の立地適正化計画について、直近の検討資料等、策定状況、これまでの策定経過について示してほしい。	検討資料等については公開しない。 策定経過の概要については、以下のとおり。 H30課題・現状把握、都市機能誘導区域の検討 H31居住誘導区域、各誘導施策の検討 R3防災指針、数値目標の検討 R4住民意見の反映、計画取りまとめ
24	審査基準4提案内容	②に関連し、コミュニティバス、おごおり相乗りタクシー、自治会バス等の公共交通について、今後効率的な運行形態とするための見直し等は予定しているか。	地域公共交通計画を策定し、都市計画マスタープランと連携しながら,効率的な運行となるよう見直していく。
25	審査基準5その他提案	「指定以外の提案」とは、仕様書の委託内容（1）～（7）以外の提案を求めるものとの認識でよいか。	その認識でよい。
26	仕様書3委託内容（6）	住民意向の把握方法及び住民参加の実施内容は、すべて提案によるものか。アンケート調査等で想定している項目・数量等はあるか。	提案によるものとする。
27	仕様書3委託内容（6）	住民参加の実施について、前回策定時は市民会議を実施しているが、今回も実施を想定しているか。	提案によるものとする。
28	仕様書3委託内容（6）	アンケート調査の実施を提案した場合、回収率アップのため、アンケート調査票を郵送するための郵送用封筒について、市の封筒を準備できるか。	必要に応じて準備する。
29	仕様書3委託内容（6）	コロナ禍ではあるが、参加型（ワークショップ形式等）の取組みを実施するという理解でよいか。	コロナ禍での対応については、状況を見ながら協議していくべきものと考えるが、影響を想定した提案とされたい。

30	仕様書3委託内容（6）	住民意向の把握及び住民参加の取組みについて、現時点で想定している内容はあるか。	提案によるものとする。
31	仕様書3委託内容（6）	「住民意向の把握及び住民参加の実施」について、ワークショップ等の開催回数の想定はあるか。また、新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえたオンライン開催等の想定はあるか。	開催回数の想定はない。提案・協議により、必要に応じてオンライン開催することも想定している。
32	仕様書3委託内容（7）	会議の開催支援では、会議体の種類や開催数の想定はあるか。	庁内検討委員会と都市計画審議会で検討を行う予定である。回数については、最低3回程度を想定しているが、提案によるものとする。
33	仕様書3委託内容（7）	「会議の開催支援」とは、現行計画策定時に組織している「まちづくり会議」のことか。また、令和3、4年度の開催回数の予定は決まっているのか。	現行計画策定時に組織した「まちづくり会議」のことではなく、庁内検討委員会と都市計画審議会で検討を行う予定である。回数については、最低3回程度を想定しているが、提案によるものとする。
34	仕様書3委託内容（7）	会議の種類（庁内委員会、外部有識者も含めた策定委員会等）と開催回数の想定はあるか。	庁内検討委員会と都市計画審議会で検討を行う予定である。回数については、最低3回程度を想定しているが、提案によるものとする。